

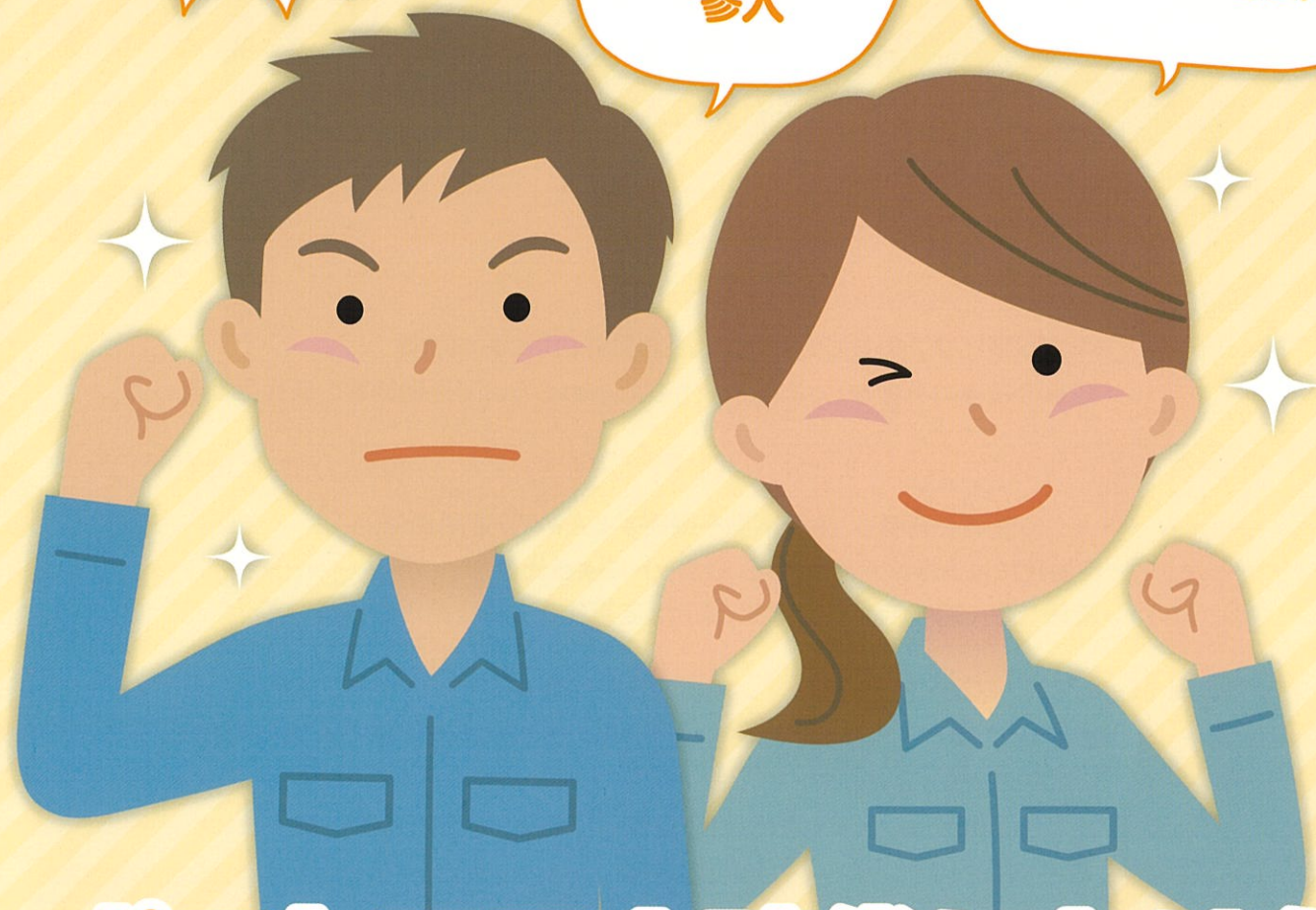
# 2次募集のご案内

ポストコロナ  
に備える

新たな  
生活様式の実践

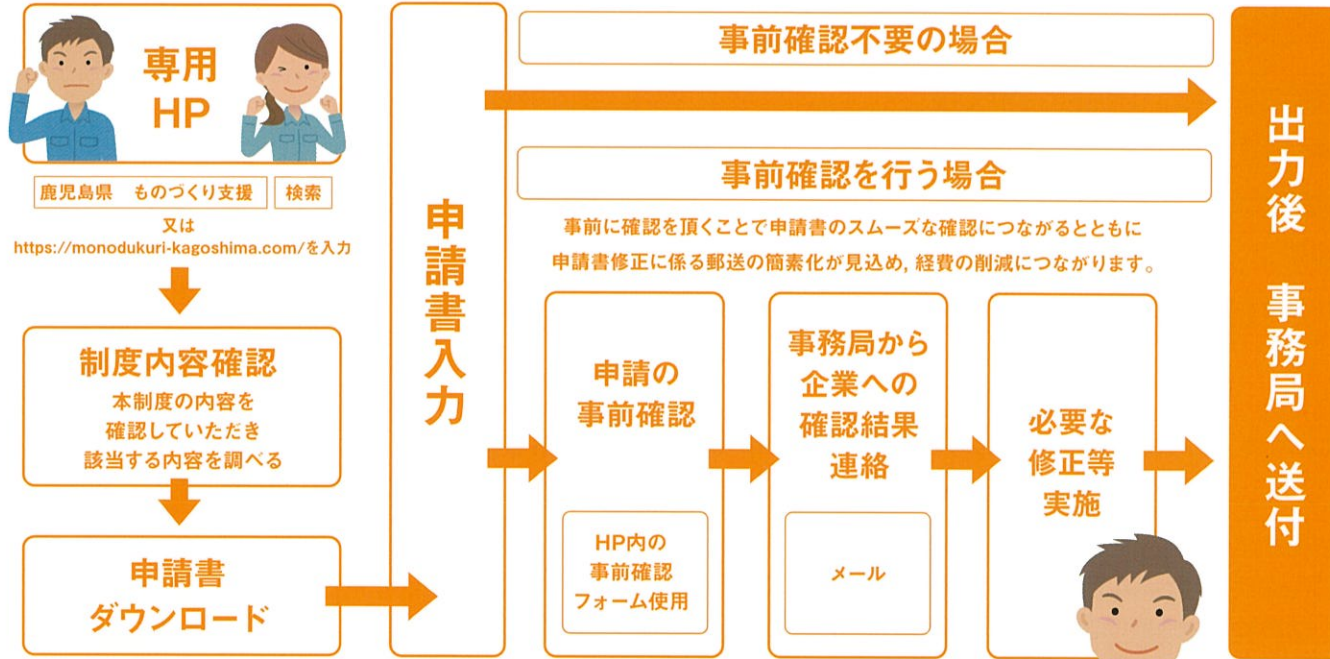
成長産業への  
参入

デジタル技術  
ロボットなどを活用



## ポストコロナ時代にむけた 企業の稼ぐ力を支援します。

### 申請方法



### 申請から補助金交付までの流れ



申請書  
郵送先

ものづくり産業生産革新支援事業事務局

住所: 〒892-0824 鹿児島市堀江町12番14号SKビル2F

電話: 099-208-6920 FAX: 099-224-5210

専用ホームページ: <https://monodukuri-kagoshima.com/2>

E-mail: monodukuri.kagoshima@gmail.com



HPはこちらから

# ものづくり産業生産革新支援事業

## はじめに

近年デジタル技術の進展や、新型コロナウイルス感染症の影響により、  
社会経済環境は大きく変化しています。

これから「新たな生活様式」の実践、「ポストコロナ」時代を見据え  
生産活動を支援し県内製造業の皆さまを通じて地域経済の活性化を図ります。

## 補助対象者

鹿児島県内に事業所を有する、製造業を営む中小企業者※ ※中小企業者(中小企業基本法第2条第1項第1号)

業種	定義
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人事業主

## 補助率及び補助上限額

**補助率** 対象経費の2/3以内 **補助上限額** 1,000万円

## 補助対象経費

### (1) 新製品・新技術の開発や販路開拓を行うための経費

- 取組事例イメージ**
- ・非接触型ビジネスの拡大に対応した自動化ロボットの開発
  - ・既存の技術力を生かし、市場拡大が見込まれる5G関連機器等の新製品開発 等

### (2) デジタル技術等を活用した生産体制の構築などを行うための経費

- 取組事例イメージ**
- ・人との接触を低減し、生産活動を継続するための、遠隔操作、自動化による作業者の配置減、ロボットによる代替
  - ・情報(データ)を自動的に収集・集計して可視化する仕組みの構築 等

### (3) 多能工化に向けた人材育成のシステムの整備

- 取組事例イメージ**
- ・デジタル技術を生かして、複数工程に対応できる熟練者技術をデジタル化し、VR等で比較するなど、社内技術者育成システムを構築し、効率的に多能工を育成する 等

## 補助事業の要件

補助事業は、次の(1)~(4)までの全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 助成期間を含む3年程度の事業計画を策定すること。
- (2) 事業計画期間において、付加価値額又は労働生産性を年率平均3%以上増加させること。  
※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 ※労働生産性=(売上-原価)/(従業員数×年間の平均労働時間)
- (3) 申請時における従業員数を事業計画期間中維持すること。
- (4) 事業成果を公表することに同意すること。

## 審査項目・加点措置

### (1) 主な審査項目

- ①事業の目的・内容の的確性
- ②事業の優位性
- ③実現可能性・スケジュール
- ④期待される効果(地域経済への波及効果等)
- ⑤収支計画の妥当性



### (2) 審査における加点措置

・本県製造業の課題や今後の振興の方向性等を踏まえ、地域経済を牽引する「**地域未来牽引企業**」や  
※「**成長産業分野**」への参入に向けた取組については、審査において加点措置を講じます。

※成長産業分野

- ①グリーン社会の実現に向けた脱炭素の動きに即した「環境・新エネルギー分野」
- ②高齢化の進展、健康医療ニーズの多様化に即した「ヘルスケア産業」
- ③デジタル技術等の急速な加速化に即した「情報通信関連分野」、「ロボット関連分野」

## スケジュール

事業の募集	令和3年8月16日(月)~9月10日(金) 郵送必着
採択審査	令和3年9月下旬
交付決定	令和3年9月下旬~10月上旬
事業実施期間	<b>交付決定日~令和4年2月28日(月)</b> ※
実施報告	補助事業完了後10日以内、又は令和4年3月1日(火)の いずれか早い日までに実績報告書を提出

※令和3年6月2日以降に着手し、継続中である事業についても対象となります。

## 申請方法

**申請方法** 提出書類を応募先まで郵送により提出してください。※ファックスや電子メールでの申請は受付いたしません。

**提出書類** ①ものづくり産業生産革新支援事業補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書  
④直近の決算書 ・貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書  
⑤「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書  
⑥その他参考となる書類 ・会社の事業内容が分かる会社パンフレット等

**提出部数** 各1部 ※書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ止めしてください。(ホッチキス止めは不可)  
※ご提出いただいた書類は、原則返却いたしませんので、税申告等で原本が必要な書類については必ずコピーを提出してください。

※詳しくはHPをご覧ください。